二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する建設事業主団体等　前号ロ(1)又は(2)に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等（中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。第五項及び第六項第一号イ(1)(iii)において同じ。）にあっては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあってはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあってはその額が二千万円を超えるときは、二千万円）

ハ　（略）

4　（略）

5　建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は中小建設事業主団体等（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる中小建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千八百円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四千八百円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材開発支援コース助成金等の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

6～8　（略）

（国等に対する不支給）

第七条の四　第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野雇用管理制度助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業者等に対する不支給）

第七条の五　第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野雇用管理制度助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金（以下この条及び次条において「雇用関係助成金」という。）は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。

二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する建設事業主団体等　前号ロ(1)又は(2)に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等（中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。第五項及び第六項第一号イ(1)(iii)において同じ。）にあっては、三分の二）に相当する額（その額が一千万円を超えるときは、一千万円（全国的な建設事業主団体等及び都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあっては、その額が二千万円を超えるときは、二千万円）

ハ　（略）

4　（略）

5　建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は中小建設事業主団体等（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ及びロに掲げる中小建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　（略）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、四千七百五十円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、六千円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材開発支援コース助成金等の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

6～8　（略）

（国等に対する不支給）

第七条の四　第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野雇用管理制度助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業者等に対する不支給）

第七条の五　第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野雇用管理制度助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。